

所得拡大促進税制について

平成 30 年の税制改正で所得拡大促進税制は大きくその枠組みが変更になりました。同じ用語を異なった内容で用いたり、要件が変更されたり、新しい要件が加わったり、その改正点はいろいろであり、改正前の内容とは大きく異なるものになりました。

平成 30 年の税制改正で変更になった点を中心に制度の内容を解説し、誤りなく制度を活用できるように配意した研修にしたいと考えています。

1 改正された適用要件

2 変更された用語の意味

(1) 継続雇用者 (2) 継続雇用者給与等支給額 (3) 継続雇用者比較給与等支給額

3 新たに加わった要件

(1) 国内設備投資額 (2) 償却費総額 (3) 教育訓練費 (4) 中小企業比較教育訓練費

※上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAX で研修日 2 週間前までにお送りください。

= 講師紹介 =

税理士 やすい かずひこ 安井 和彦 氏

東京国税局課税第一部国税訟務官室を経て税務大学校教授。東京国税不服審判所、国税副審判官、国税審判官、統括審判官、横浜支所長を歴任。平成 26 年 3 月退職、税理士開業。現在、東京地方税理士会税法研究所研究員、東京税理士会会員相談室相談委員、日本税務会計学会委員。

【著書】

- 逆転裁判例にみる事実認定・立証責任のポイント (税務研究会)
- 所得税重要事例集 (税務研究会)
- 所得拡大促進税制の手引き (税務経理協会)
- 税理士のための審査請求制度の手続と理論 (税務経理協会)
- 不動産賃貸の所得税 (税務研究会)

【雑誌連載】

- 税と経営 (税経)
税経相談室 (月 1 回)

= 開催要領 =

1. 日 時 令和元年(2019年)年11月14日(木)13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106) ※下記案内図参照
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 5,000円(組合員・準会員以外は6,000円)
4. お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、郵便局の払込票兼受領証を必ずお手元に保管くださいますようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース 10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。